

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

| | | | |
|-------------|---|---------|-------------------|
| No | 30 | 府省庁名 | 国土交通省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 | | |
| 要望内容（概要） | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 洪水・内水・高潮浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき令和2年3月31日までに取得した浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）</p> <p>・特例措置の内容 対象となる設備に係る固定資産税の課税標準を、最初の5年間、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減する。 【拡充要望の内容】特例措置の対象に非常用電源設備を追加する。 【延長要望の内容】適用期限を3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）延長する。</p> | | |
| 関係条文 | 地方税法附則第15条第38項 地方税法施行規則附則第6条第69項 水防法第15条、第15条の2 | | |
| 減収見込額 | [初年度] | — (—) | [平年度] ▲18 (▲25) |
| | [改正増減収額] | — | (単位：百万円) |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 全国各地で豪雨災害が多発するとともに、水防団員の減少、高齢化等により地域の水防力の弱体化が進む中で、地域の水防力の強化を図るために、自衛水防の取組を推進している。特に地下街等については、浸水スピードが速く、閉鎖的な空間であり、身体・生命へのリスクが大きい。また、地下街等は、商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場であることから、一旦浸水すると地域の都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクもある。したがって、地下街等について、避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図る取組みを推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保することが求められている。</p> <p>(2) 施策の必要性 洪水・内水・高潮浸水想定区域内にあり、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等については、浸水防止計画の作成が義務付けられている。防水板、防水扉等の浸水防止用設備は、平時においては利用されず、初期投資やその後の維持管理コストもかかるため、導入に対する負担感が大きいものであるが、その設置による浸水防止効果が高く、上記の政策目的を達成する上で必要不可欠なものであるため、速やかに導入を促す必要がある。したがって、引き続き、最大規模の降雨に対応した浸水防止用設備の導入を促すために本特例措置を延長する必要がある。</p> <p>さらに、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号では、変電所の浸水や配電設備の被害により、大規模な停電が発生している。浸水防止用設備には電動式の設備もあり、停電が発生するとこれらの施設が可動せず、特に夜間等、施設の管理者が少ない場合や、地下街等への出入口が多い場合には、円滑かつ迅速な浸水防止用設備の設置が困難となり、利用者の避難に支障を及ぼすと考えられることから、非常用電源設備の設置の重要性が高まっている。このことから、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、本特例措置の適用対象に非常用電源設備を追加する必要がある。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | | |
| | ページ | 30 — 1 | |

| | | | | | | |
|-------------|--|--|-------------------------|-------------|--|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>○国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3章2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（10）国土保全 …地震、津波、洪水、（中略）などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、（中略）の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。特に、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する水災害に対しても被害を最小化するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組や、高規格堤防の整備など社会経済の壊滅的被害を回避する取組を推進するとともに、気候変動等の影響も踏まえた治水対策等を進める。</p> <p>○社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定） 第2章第2節2. 重点目標2 政策パッケージ2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの軽減 重点施策：地下空間の浸水防止・避難確保対策の推進</p> <p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 業績指標56 最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数</p> | | | | |
| | 政策の達成目標 | 浸水防止計画を策定した地下街等で、浸水防止用設備を設ける必要がある概ねすべての施設において浸水防止用設備が設置されることによって、地下街等の浸水被害の防止・軽減や、迅速な避難確保を図り、もって公共の安全を保持することを目標とする。 | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水防止用設備を設置する必要があると見込まれる地下街等の数（令和2年度 約900 → 令和4年度 約1200（見込み）） ・浸水防止用設備を設置した地下街等の数（令和2年度 約900 → 令和4年度 約1200） </td> </tr> </table> | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日） | 同上の期間中の達成目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水防止用設備を設置する必要があると見込まれる地下街等の数（令和2年度 約900 → 令和4年度 約1200（見込み）） ・浸水防止用設備を設置した地下街等の数（令和2年度 約900 → 令和4年度 約1200） | |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日） | | | | |
| 同上の期間中の達成目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水防止用設備を設置する必要があると見込まれる地下街等の数（令和2年度 約900 → 令和4年度 約1200（見込み）） ・浸水防止用設備を設置した地下街等の数（令和2年度 約900 → 令和4年度 約1200） | | | | | |
| 政策目標の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水防止用設備を設置する必要があると見込まれる地下街等の数（平成30年度 約870） ・浸水防止用設備を設置した地下街等の数（平成30年度 約780） | | | | | |

| | | |
|---------------|--|--|
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 令和2～4年度における適用見込み件数 地下街等：345箇所 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機といった設備は、水の流入や浸水深の抑制に大きな効果があるものであり、非常用電源設備は水害時に停電が発生した際、これらの設備の円滑かつ迅速な設置に寄与するものであることから、これらの設備は浸水の防止と利用者の避難確保に大きな効果があるものである。これらの設備について固定資産税の課税標準を減免し、複数年にわたって負担軽減を図ることによって、地下街等を設置する事業者による浸水防止計画に基づく浸水防止用設備の設置を促進する。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>水防法による避難確保・浸水防止のための実効的な措置として、浸水防止用設備の設置を促進するため、設置費用や維持管理費用といった負担の軽減を図り、設備設置に対するインセンティブを付与する必要がある。また、申請等により補助対象者を個別に把握して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率的である。これらのことから、固定資産税の課税標準の特例措置により、複数年にわたって負担軽減を図り、事業者による浸水防止用設備の設置を促進することが適切である。</p> <p>本特例措置の適用については、平成27年度要望において想定最大規模の洪水浸水想定区域が、平成29年度要望において雨水出水浸水想定区域・高潮浸水想定区域が追加されるなど、浸水想定区域自体の範囲が拡大している。市町村において、これらの区域についても含んだ市町村防災計画の策定が進んでいることから、浸水防止計画を策定し、浸水防止用設備の設置を行う施設の増加が見込まれている。また、今後、浸水防止用設備のJIS規格が制定される見込みであることから、地下街等を管理する事業者において浸水防止用設備の設置はさらに積極的に検討されることが見込まれる。これらのことから、本特例措置の延長が必要である。</p> <p>また、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号では、変電所の浸水や配電設備の被害により、大規模な停電が発生した。浸水防止用設備には電動式の設備もあり、停電が発生するとこれらの施設が可動せず、夜間等、施設の管理者が少ない場合や、地下街等への出入口が多い場合には、円滑かつ迅速な浸水防止用設備の設置が困難となり、利用者の避難に支障を及ぼすと考えられることから、本特例措置の適用対象に非常用電源設備を追加する必要がある。</p> |
| 税負担軽減措置等の適用実績 | 適用実績 | 平成28年度 8件 平成29年度 8件 |
| | 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | <p>浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用実績（千円）：平成27年度 11,839千円 平成28年度 80,287千円 平成29年度 21,418千円</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機といった設備は、水の流入や浸水深の抑制に大きな効果があるものであり、非常用電源設備は水害時に停電が発生した際、これらの設備の円滑かつ迅速な設置に寄与するものであることから、これらの設備は浸水の防止と利用者の避難確保に大きな効果があるものである。これらの設備について固定資産税の課税標準を減免し、複数年にわたって負担軽減を図ることによって、地下街等を設置する事業者による浸水防止計画に基づく浸水防止用設備の設置を促進する。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>○国土交通省事後評価基本計画（平成28年1月8日閣議決定、平成28年4月19日最終変更） 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 業績指標 55 「最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数」（平成26年度 0→平成32年度 約900）</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>○浸水防止計画を作成している地下街等の推移 （平成25年6月：水防法改正により避難確保・浸水防止計画作成の制度創設） 平成26年3月末：141 平成27年3月末：467 平成28年3月末：601 平成29年3月末：790 平成30年3月末：801 平成31年3月末：890 公共性の高い地下街や地下鉄では浸水防止計画の作成が進んでいるところであるが、民間ビル等については浸水防止計画の作成に時間を要している。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成26年度創設 平成27年度拡充（対象となる区域を想定最大規模の洪水浸水想定区域に拡大） 平成29年度拡充及び延長（対象となる区域に雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域を拡大するとともに、適用期限を3年間延長）</p> |